

岐阜県公報

目次

告示

建築基準法に基づく道路の位置指定

(建築指導課) 三〇二

公示

令和四年度砂利採取業務主任者試験の実施
職業訓練指導員試験の実施

(商工・エネルギー政策課) 三四一
(労働雇用課) 三四三

告示

岐阜県告示第二百八十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を、建築事務所長が次のように指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条第一項の規定により公告する。

令和四年八月十二日

岐阜県知事 古田 肇

東濃建築事務所長

位	置	幅員 （メートル）	延長 （メートル）	指定番号	指 月 日 定
一	瑞浪市山田町字杉之下一〇二六番	六・〇〇	四・七六	岐阜県指 令第七 二一 二号の 一	令和 四・三・三

（道路の位置を示す図面は、その位置を所管する建築事務所において縦覧に供する。）

公示

令和四年度砂利採取業務主任者試験の実施

砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定による令和四年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施しますので、砂利採取業者の登録等に関する

規則（昭和四十三年通商産業省令第八十号）第八条の規定により公示します。

令和四年八月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

一 試験期日及び時間

令和四年十一月十一日（金）午前十時から正午まで（二二〇分）

二 試験場所

岐阜市橋本町二丁目一〇番地 三 ハートフルスクエア G 二階大研修室及び中研修室

三 試験科目

1 砂利の採取に関する法令

2 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）

四 受験手続

1 申込用紙の配布

受験願書用の用紙は、令和四年八月十五日（月）から岐阜県商工労働部商工・エネルギー政策課、同部岐阜地域産業労働室及び各県事務所配布します。

郵送を希望する場合は、封筒の表に「砂利採取業務主任者試験受験願書請求」と朱書して、八十四円分の切手（二部又は三部を希望する場合は、九十四円分の切手）を貼った宛先明記の返信用封筒（定形郵便物の封筒）を同封の上、〒五〇〇 八五

七〇 岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県商工労働部商工・エネルギー政策課に請求してください。

2 申込方法

受験願書に必要な事項を記入し、次に掲げる書類を添えて、岐阜県商工労働部商工・エネルギー政策課に提出してください。

(一) 写真（手札形（おおむね縦十二センチメートル、横八センチメートル）とし、受験願書提出前六月以内に撮影した無帽、正面上半身像で、その裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記載したものとします。）

(二) 受験票（用紙は、受験願書と同時に配布します。）

3 申込受付期間

令和四年十月三日（月）から同月十七日（月）までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

郵送による場合は、「書留」又は「簡易書留」とし、封筒の表に「砂利採取業務主任者試験受験願書在中」と朱書して、〒五〇〇 八五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番一号 岐阜県商工労働部商工・エネルギー政策課に送付してください。令和四年十月十七日（月）までの消印のあるものに限り受け付けます。

五 受験手数料

手数料は、八千円とし、これに相当する額の岐阜県収入証紙を受験願書に貼り付けてください（消印しないこと。）。

なお、受験手数料は、申込みが受理された後は、返還しません。

六 合格者の発表

令和四年十一月三十日（水）に試験に合格した者の受験番号を岐阜県庁ホームページに掲載するとともに、岐阜県庁掲示板に掲示します。また、合格者本人に合格証を交付します。なお、不合格者に対しても、その旨を通知します。

七 試験結果の提供

令和四年度砂利採取業務主任者試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

砂利採取業務主任者試験の総合得点及び科目別得点

2 提供期間

合否発表の日から一月間

3 提供する場所

県庁個人情報総合窓口（県庁二階）及び各県事務所特別窓口

4 提供を受けるために必要な書類

試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類が必要です。

(一) 受験票

(二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ

八 その他

試験について不明な点は、岐阜県商工労働部商工・エネルギー政策課総政係（電話〇五八 二七二 八三五九（直通））に問い合わせてください。

職業訓練指導員試験の実施

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。）第三十条第一項の規定により、職業訓練指導員試験を次のとおり実施しますので、職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。以下「規則」という。）第四十五条第二項の規定により公示します。

令和四年八月十二日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 試験を実施する免許職種
規則別表第十一に掲げる免許職種
- 二 試験の科目
学科試験のうち指導方法（職業訓練原理、教科指導法、訓練生の心理、生活指導及び職業訓練関係法規）
受験資格
法第三十条第三項各号のいずれかに該当する者。ただし、規則第四十六条の規定により、実技試験の全部及び学科試験のうち関連学科が免除される者に限ります。
なお、次のいずれかに該当する者は、試験を受けることができません。
1 禁錮以上の刑に処せられた者
2 職業訓練指導員免許の取消しを受け、当該取消しの日から二年を経過しない者
- 四 試験の免除
規則第四十六条の表の上欄に該当する者又は規則別表第十一の三の試験の免除を受けることができる者の欄に該当する者には、同条の表の下欄又は規則別表第十一の三の免除の範囲の欄に掲げる実技試験の全部又は学科試験の全部若しくは一部を免除します。
- 五 試験の期日及び場所
令和四年十月二十一日（金）
各務原市テクノプラザ二丁目二番地アネックス・テクノ2内
岐阜県成長産業人材育成センター三階 三二二 研修室四
- 六 受験手続

1 提出書類

(一) 受験申請書

(二) 履歴書

(三) 写真二枚（申請前六か月以内に撮影した上半身、正面無帽、縦四センチメートル、横三センチメートルのもので、裏面に氏名を記載したもの）

(四) 受験資格及び試験の免除資格を証する書類（合格証書、免許証等の写し）

(五) 戸籍抄本等（受験資格及び試験の免除資格を取得した後、氏名を変更した場合のみ）

2 受験手数料

次に掲げる額に相当する額の岐阜県収入証紙を受験申請書の収入証紙貼付欄に貼り付け、納付してください（消印はしないでください。）。

学科試験 三千百円

なお、受験申請書を受け付けた後は、申請を取り下げた場合、受験しなかった場合等いかなる理由があっても、手数料は返還しません。

3 申請書類の提出場所及び提出期間

〒五〇〇 八五七〇 岐阜市藪田南二丁目一番一号

岐阜県商工労働部労働雇用課

令和四年八月十九日（金）から同年九月二十日（火）までです。

郵送の場合は、同年九月二十日までの消印のあるものに限り受け付けます。

七 合否判定の基準

満点の六割以上の得点がある場合は、合格とします。

八 合格者の発表の方法

令和四年十一月二十五日（金）に岐阜県商工労働部労働雇用課前に合格者の受験番号を掲示するとともに、合格者宛てに合格証書を交付して通知します（不合格者には通知しません。）。

また、この試験に合格した者には、申請（別途申請手数料が必要）によって職業訓練指導員の免許証が交付されます。

九 試験結果の提供

令和四年度職業訓練指導員試験については、次のとおり試験の結果を受験者に提供します。

1 提供する試験結果

- 2 職業訓練指導員試験の得点
提供期間
合格発表の日から一か月間
 - 3 提供する場所
情報公開・個人情報総合窓口（岐阜県庁二階 電話 五八 二七二 一一一
内線二二九六）
 - 4 提供を受けるために必要な書類等
試験結果の提供を受けるためには、本人確認のできる次の書類等が必要です。
 - (一) 受験票
 - (二) 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他受験者本人であることを確認できる書類のうちいずれか一つ
- 十 その他
- 1 受験申請書は、岐阜県商工労働部労働雇用課において交付します。
なお、用紙の郵送を希望する場合は、百四十円分の切手を貼り、宛先を明記した返信用封筒（角形二号）を必ず同封してください。
 - 2 申請書類を郵送する場合は、書留又は簡易書留郵便とし、封筒の表に「指導員試験申請」と朱書してください。
 - 3 受験申請書を審査し、受験資格を認めるときは、後日受験票を送付します。
 - 4 この試験について不明な点は、岐阜県商工労働部労働雇用課職業能力開発係（電話 五八 二七二 一一一 内線三二二六）に問い合わせてください。

令和四年八月十二日発行

発行者
発行所岐阜市数田南二丁目一番一
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社